# 犯罪被害者等支援メニューリスト (令和7年度版)

岩沼市

## 目 次

又12	<b>夏グーユー・</b> 刈心芯口
1.	犯罪被害者等のための総合的対応窓口・・・・・・・・・・ 1
2.	犯罪被害者等支援金・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3.	葬祭費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4.	年金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	遺族基礎年金/障害基礎年金/寡婦年金/死亡一時金
5.	医療費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	高額療養費/医療費の一部負担金の徴収猶予、減免/第三者行為/自立支援
	医療の負担軽減/心身障害者医療費助成制度/子ども医療費助成制度/母
	子・父子家庭医療費助成制度
6.	税金・保険料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
7.	住居・生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
	住所情報の保護/市営住宅への入居/住居確保給付金/生活保護/自立相談
	支援事業/家計相談支援事業/消費生活相談
8.	子育て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
	子育て相談/家庭児童相談/ひとり親家庭相談/児童手当/児童扶養手当/ひ
	とり親家庭の通勤定期乗車券割引/ひとり親家庭等の保育料の軽減/高等
	職業訓練促進給付金等/自立支援教育訓練給付金/一時預かり
9.	教育・・・・・・・・・・ 9
	児童・生徒等の情報保護/青少年・教育相談/就学援助制度
10.	障害・・・・・・・・・・・・・・・・・10
	障害に関する相談/障害者の成年後見制度利用に関する相談/障害者虐待
	に関する相談/特別児童扶養手当/特別障害者手当・障害児福祉手当
11.	高齢者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
	高齢者の総合相談/介護保険・介護サービスの利用に関する相談/高齢者の
	成年後見制度利用に関する相談/高齢者虐待に関する相談

#### その他

1.	心の健康相談	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• [	13
2.	健康相談・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	13
3.	DV相談・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• [	13
4.	人権相談・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	13
5.	心配ごと相談	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	14
6.	法律相談・・			•			•	•		•			•												•		•	• [	14

※支援メニューを利用するにあたっては、メニューごとに必要な要件や手続き 方法などがあります。まずは各対応窓口にご相談ください。

#### 支援メニュー・対応窓口

#### 1. 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。

また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係

電話:0223-23-0576

(市役所5階)

危機管理課

部署や関係機関へ適切につなぎます。

#### 2. 犯罪被害者等支援金

支援メニュー	内容	対応窓口
犯罪被害者等支援金	犯罪の被害に遭われた場合、被害に 遭われた方などに支援金を支給し ます。	危機管理課 (市役所 5 階) 電話: 0223-23-0576

#### 3. 葬祭費

支援メニュー	内容	対応窓口
葬祭費 (国民健康保険)	被保険者が亡くなられた場合、申請 により葬祭を執り行った方(喪主) に5万円を支給します。	健康増進課 (市役所3階) 電話:0223-23-0809

#### 4. 年金

支援メニュー	内容	対応窓口
遺族基礎年金(国民年金)	国民年金に加入中の方、または老齢 基礎年金の資格期間を満たした方 が亡くなられた場合、その方の子ど ものいる配偶者または子どもに支 給します。	健康増進課 (市役所 3 階) 電話:0223-23-0809 ※死亡日に第 3 号被保険 者だった方は年金事務所

支援メニュー	内容	対応窓口	
障害基礎年金 (国民年金)	国民年金加入中に初診日のある病気やけがなどで一定以上の障害が残った場合に支給します ※初診日が20歳になる前の場合、一定の基準により20歳から年金が支給されます。	健康増進課 (市役所3階) 電話:0223-23-0809 ※初診日に第3号被保険 者だった方は年金事務所	
寡婦年金 (国民年金)	老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が何の年金も受けずに亡くなられた場合、婚姻期間が 10 年以上ある妻に 60歳から 65歳までの間に限り支給します。	健康増進課(市役所3階)	
死亡一時金 (国民年金)	保険料を3年以上納めた方が何の 年金も受けずに亡くなられた場合、 遺族に支給します。	電話: 0223-23-0809	

## 5. 医療費

支援メニュー	内容	対応窓口
高額療養費 (国民健康保険、後期高 齢者医療保険)	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請により超過額を高額療養費として支給します。	
医療費の一部負担金の 徴収猶予、減免 (国民健康保険、後期高 齢者医療保険)	国民健康保険加入の世帯主または 世帯員が災害や失業等により収入 が著しく減少したときなど、特別な 事情により生活が困窮している場 合、医療費の一部負担金の徴収の猶 予や減免の相談に応じます。	健康増進課 (市役所3階) 電話:0223-23-0809

支援メニュー	内容	対応窓口		
第三者行為 (国民健康保険、後期高 齢者医療保険)	第三者行為(交通事故、暴力行為等) によるけがや病気を治療する場合、 届出により保険証を使用して治療 を受けることができます。	健康増進課 (市役所3階) 電話:0223-23-0809		
自立支援医療の負担軽減 (更生医療、育成医療、 精神通院医療)	心身の障害を除去・軽減するための 医療について、障害の状況や所得に 応じて医療費の自己負担額を軽減 します。	社会福祉課(総合福祉センター内)		
心身障害者医療費助成制度	障害の状況や所得に応じて、心身に 障害のある方の医療費を助成しま す。	電話: 0223-23-0509		
子ども医療費助成制度	子どもが医療機関等を受診した場合、保険診療でかかった医療費の自己負担額を助成します。	子ども福祉課		
母子·父子家庭医療費助 成制度	ひとり親家庭の児童やその保護者 または父母のない児童の医療費を 助成します。 ※所得による制限があります。	(市役所 3 階) 電話: 0223- 23-0529		

## 6. 税金・保険料

支援メニュー	内容	対応窓口
税金・保険料の相談		
(市県民税、固定資産	税金・保険料の納付が困難となった	市民・税務課
税、国民健康保険税、介	場合、分割納付などの相談に応じま	(市役所2階)
護保険料、後期高齢者	<b>录</b> 。	電話: 0223-23-0782
医療保険料)		

## 7. 住居・生活

支援メニュー	内容	対応窓口
住所情報の保護	DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者の方の申し出により、住民票の写しの交付を制限するなど、相手方が不当に被害者の住所を探索することを防止します。	市民・税務課 (市役所 2 階) 電話: 0223-23-0589
市営住宅への入居	犯罪の被害により、これまで居住していた家に住み続けることが困難となった場合、市営住宅への入居の相談に応じます。	都市施設課 (市役所 4 階) 電話: 0223-22-1117
住居確保給付金	離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方で、受給要件を満たした方に、求職活動を行うことなどを条件として、一定期間、家賃相当額を支給します。	岩沼市社会福祉協議会 いわぬま自立生活応援センター (総合福祉センター内) 電話:0223-29-3970 【問合せ先】 社会福祉課 (総合福祉センター内) 電話:0223-35-7751
生活保護	生活が困難となった場合、生活の困 難の程度に応じて必要な保護を行 い、最低限度の生活を保障しなが ら、生活の自立を援助します。	社会福祉課 (総合福祉センター内) 電話:0223-35-7751

支援メニュー	内容	対応窓口
自立相談支援事業	生活に困窮している方の困りごと や不安などについて、専門の支援員 が相談を受け、具体的な支援プラン を作成し、各関係機関と連携しなが ら自立に向けた支援を行います。	岩沼市社会福祉協議会 いわぬま自立生活応援センター (総合福祉センター内)
家計相談支援事業	生活に困窮している方の家計における問題について相談を受け、家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、各関係機関と連携しながら早期の生活の再生に向けた支援を行います。	電話: 0223-29-3970 【問合せ先】 社会福祉課 (総合福祉センター内) 電話: 0223-35-7751
消費生活相談	消費生活、悪質商法、多重債務に関する相談について、消費生活相談員が相談に応じます。	市役所 2 階市民ホール 第 1 相談室 電話: 0223-23-0890 【問合せ先】
	【相談日】 毎週:月・水・金(祝日を除く) 時間: 9:00~12:00 13:00~15:00	産業振興課 (市役所 3 階) 電話: 0223-23-0573

### 8. 子育て

支援メニュー	内容	対応窓口
子育て相談	子育てに対しての心配ごと、 不安などの相談に応じます。	◆岩沼市子育て支援センター (みなみプラザ) 電話:0223-36-8762 ◆岩沼市東子育て支援センター 電話:0223-35-7767 ◆岩沼市西子育て支援センター 電話:0223-23-1838 ◆地域子育て支援センターJ`s キッズ 電話:0223-36-9853 【問合せ先】 子ども福祉課 (市役所3階) 電話:0223-23-0529
家庭児童相談	子育て、子どもの発達や心身 の障害、児童虐待、DVなど、 家庭児童についての様々な相 談に応じます。	こども家庭センター (市役所 3 階) 電話: 0223-22-1115
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭が抱える問題 や、母子・父子・寡婦福祉資金 貸付金に関しての相談に応じます。 【相談日等】 平日(予約制) 時間: 10:00~15:00 ※相談希望日の1週間前の 15:30までに要電話予約	塩釜保健所岩沼支所相談室 (岩沼市中央3丁目1-18) 【問合せ先】 仙台保健福祉事務所塩釜保健所 電話:022-363-5507 ※こども家庭センター(市役所 3階、電話:0223-22-1115)で も相談に応じます。

支援メニュー	内容	対応窓口	
児童手当	18 歳年度末までの児童を養育している方に、児童手当を支給します。		
児童扶養手当	ひとり親家庭などや父または母に 一定以上の障害がある場合、児童扶 養手当を支給します。 ※離婚前でも裁判所からDV保護 命令を受けている場合は対象にな ります。	子ども福祉課 (市役所 3 階) 電話:0223- 23-0529	
ひとり親家庭の通勤定期乗車券割引	児童扶養手当の支給を受けている 世帯の負担軽減のため、JRの通勤定 期乗車券の購入が3割引きになる 「特定者用特別割引制度」を利用す る場合の「特定者資格証明書」、「特 定者用定期乗車券購入証明書」を交 付します。		
ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、 所得に応じて軽減します。	子ども福祉課 (市役所 3 階) 電話: 0223- 23-0826	
高等職業訓練促進給 付金等	一定の専門的な資格を取得するために、ひとり親家庭の母または父が6ヶ月以上養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、訓練終了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。	こども家庭センター (市役所 3 階) 電話:0223-22-1115	

支援メニュー	内容	対応窓口	
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母または父が就職 のために一定の教育訓練を受講し た場合に、その費用の一部を支給し ます。	こども家庭センター (市役所 3 階) 電話:0223-22-1115	
一時預かり	保護者の疾病・入院診などにより、 一時的に保育を必要とする子ども (保育所等に入所していない子ど も)を保育します。 ※利用料がかかります。	子ども福祉課 (市役所 3 階) 電話:0223- 23-0826	

## 9. 教育

支援メニュー	内容	対応窓口
児童・生徒等の情報保護	DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者の方の申し出や、住所情報の保護などの措置に伴い、市内小中学校に在籍する児童・生徒及びその保護者に関する情報の保護を図り、相手方が不当に被害者の住所を探索することを防止します。	学校教育課 (市役所 5 階) 電話: 0223-23-0728
青少年・教育相談	不登校やいじめ、異性問題や交友関 係などの家庭や学校での悩み、心配 ごとの相談に応じます。	青少年室・教育相談センター (総合福祉センター内) 電話:0223-22-3333
	【相談日】 平日 時間: 9:00~12:00 13:00~16:00	【問合せ先】 生涯学習課 (市民会館・中央公民館内) 電話:0223-23-0844
就学援助制度	経済的な理由などにより就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に、就学に必要な経費の一部を援助します。	学校教育課 (市役所 5 階) 電話: 0223-23-0728

## 10. 障害

支援メニュー	内容	対応窓口
障害に関する相談	障害に関する相談(生活、仕事、権利擁護など)に応じ、必要な支援を行います。	【岩沼小学校区】 ◆J'sSupport (ジェイズサポート) 岩沼 電話: 0223-36-9862 【岩沼南小学校区・玉浦小学 校区】 ◆岩沼市社会福祉協議会指定相 談支援事業所 電話: 0223-35-7525 【岩沼西小学校区】
障害者の成年後見制度 利用に関する相談	成年後見制度(障害などで判断能力が不十分な方を保護、 支援するために、法的に権限を与えられた後見人等が本人の生活や財産を守る制度)に 関する相談に応じます。	◆さんてらす 電話:0223-29-4587 【問合せ先】 社会福祉課 (総合福祉センター内) 電話:0223-23-0509
障害者虐待に関する相談	障害者の虐待や養護者の支援 に関する相談に応じます。	社会福祉課 (総合福祉センター内) 電話:0223-23-0509

支援メニュー	内容	対応窓口
特別児童扶養手当	20歳未満の身体または精神に 一定程度の障害がある児童を 養育している方に、特別児童 扶養手当を支給します。 ※所得等による制限がありま す。	子ども福祉課 (市役所 3 階) 電話: 0223- 23-0529
特別障害者手当 (20 歳以上) 障害児福祉手当 (20 歳未満)	身体または精神に一定程度の 障害があり、在宅での日常生 活において、常時特別の介護 を必要とする方に手当を支給 します。 ※所得等による制限がありま す。	社会福祉課 (総合福祉センター内) 電話:0223- 23-0509

### 11. 高齢者

支援メニュー	内容	対応窓口
高齢者の総合相談	高齢者に関する相談(介護、福祉、医療、権利擁護など)に応じ、必要な支援を行います。	【岩沼小学校区】 ◆岩沼市社会福祉協議会地域包
介護保険·介護サービス の利用に関する相談	介護保険や介護サービス、介 護予防事業などの利用に関す る相談に応じます。	<ul> <li>▼石石市社芸福祉協議芸地域と 括支援センター</li> <li>電話:0223-25-6834</li> <li>【岩沼南小学校区】</li> <li>◆南東北地域包括支援センター</li> <li>電話:0223-23-7543</li> </ul>
高齢者の成年後見制度利用に関する相談	成年後見制度(認知症などで 判断能力が不十分な方を保 護、支援するために、法的に権 限を与えられた後見人等が本 人の生活や財産を守る制度) に関する相談に応じます。	【岩沼西小学校区】 ◆岩沼西地域包括支援センター 電話:0223-36-7266  【玉浦小学校区】 ◆マリンホーム地域包括支援センター 電話:0223-25-6656  【問合せ先】 介護福祉課
高齢者虐待に関する相談	高齢者の虐待や養護者の支援 に関する相談に応じます。	(総合福祉センター内) 電話:0223- 24-3016

#### その他

支援メニュー	内容	対応窓口	
	こころの悩みについて、精神科医や 心理士が相談に応じます。	社会福祉課 (総合福祉センター内) 電話:0223- 23-0509	
心の健康相談	【相談日等】 月1回(予約制) ※詳しい日時は「広報いわぬま」を ご覧ください。		
健康相談	健康に関する悩みについて、保健師 や管理栄養士が相談に応じます。	健康増進課 (市役所 3 階) 電話: 0223-23-0794	
DV 相談	配偶者やパートナーからの暴力などに関する相談に応じます。	こども家庭センター (市役所 3 階) 電話: 0223-22-1115	
人権相談	いじめ、差別、ハラスメントなどの 様々な人権に関する問題について、 人権擁護委員が相談に応じます。	市役所2階市民ホール相談室	
人们在们口政	【相談日等】 毎月第1木曜日 時間:13:00~16:00	【問合せ先】 市長公室 (市役所 6 階) 電話: 0223-23-0334	

支援メニュー	内容	対応窓口	
	生活上での色々な困りごとについて、相談に応じます。	市役所 2 階市民ホール 相談室	
心配ごと相談	【相談日等】 毎月火曜日(第5火曜日を除く) 時間:9:00~15:00	【問合せ先】 市長公室 (市役所 6 階) 電話: 0223-23-0334	
法律相談	賃借、契約、相続、離婚などの法律に関する相談について、弁護士が相談に応じます。  【相談日等】 毎月第4水曜日(予約制) 時間:10:00~15:30	社会福祉課 (総合福祉センター内) 電話: 0223- 23-0509	

